

JISA 請負適正化セミナー開催

テーマ：改正派遣法の概要と課題

～「これまで」を振り返り、「これから」について考える

平成25年1月16日、全国情報サービス産業厚生年金基金会館(東京)で、また、2月12日には梅田センタービル(大阪)で、JISA請負適正化セミナー「改正派遣法の概要と課題～『これまで』を振り返り、『これから』について考える」が開催された。出席者は東京会場128名、大阪会場26名。講師は松浦民恵氏(株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部門 主任研究員)。本セミナーは、平成24年3月に成立した改正派遣法の概要や課題を共有し、今



後に活かす取組の一環として企画したものである。

講演では、まず、「派遣規制の考え方とこれまでの流れ」として、派遣という働き方の創成経緯と枠組み、雇用・請負・紹介等との相違についてお話しいただいた。

「派遣法改正の経緯」を対象業務や期間制限の観点から振り返ると、派遣法が施行された1986年から

2007年までの法改正では、常用代替の防止を重視しつつも、世の中の状況に応じて規制緩和の流れにあったことが特徴として挙げられた。

また、「改正派遣法の背景と概要」の中では、平成24年3月に改正派遣法が成立するまでの経緯や法案に反映された当時の社会背景、派遣社員数や派遣元事業所数の推移等が紹介された。改正派遣法のポイントについては、厚生労働省の資料を踏まえ、「日雇い派遣の原則禁止」「グループ企業派遣の8割規制」「離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止」「マージン率などの情報提供／派遣料金の明示」「待遇に関する事項の説明」「派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置」「有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置」「派遣労働者が無期雇用労働者か否かを、派遣会社から派遣先への通知事項に追加」「均衡待遇の確保」「労働契約申込みみなし制度(平成27年10月施行予定)」を取り上げ、これまでの法改正の流れとは異なり、規制強化に転じていると注意を喚起した。続いて、「事業規制(日雇派遣の原則禁止やグループ企業派遣の8割規制)の強化は労働者保護

につながるか」「いわゆるマージン率には、社会保険料の事業者負担分、交通費や福利厚生費、研修費、有給休暇の費用等も含まれるため、単にマージン率が低い派遣会社を選択されることは、派遣会社にとっても派遣労働者にとっても長期的にはマイナスになること」「違法派遣に対する労働契約申込みみなし制度は問題が大きく、現実的かつ明確な法規制とする必要があること」「派遣社員の正社員転換を阻害する本質的な課題は何か」というように、改正派遣法に関する課題が提起され、派遣法の「これから」を考える契機となった。

さらに、「派遣・請負規制と情報サービス産業」については、労働者派遣と請負の相違点や請負の位置づけと規制の考え方、情報サービス産業における請負適正化に係る取組等が紹介された。具体的には、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年 4 月 17 日 旧労働省告示第 37 号)や、これに係る疑義応答集、JISA のこれまでの調査研究成果([報告書20-J011「情報サービス取引における請負・委任と派遣の明確化に向けて～ガイドライン、確認事項・追加要望事項～」](#)、[報告書22-J006「情報サービス産業における労働者の保護と産業競争力の強化に向けて～『取引及び就労の実態と関連法制に対する労働者の意識調査』からの考察」](#))等について説明があった。

最後に、「さらなる派遣法改正検討の動き」として、改正法案に対する附帯決議や平成 24 年 10 月から行われている「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の動向が紹介され、派遣法の抜本的な見直しに向けて、現場での課題や対策について、実務の目線からも声を上げていくことの重要性が唱えられた。本セミナーの詳細は、JISA 会報に掲載する予定である。



(茂木)